

2012年9月28日

## 「インドネシア：一般輸入業者登録(API-U)制度の変更」

～ 条件付で21分野について1分野以上の完成品輸入を認める ～

三菱東京UFJ銀行  
国際業務部

インドネシア政府は、9月21日の商業大臣令(59/M-DAG/PER/9/2012)において、同日より、輸入業者登録制度の変更を公布した。

本件、今年5月の商業大臣令(27/M-DAG/PER/5/2012)において、一般輸入登録業者(API-U = Angka Pengenal Importir Umum)について、「輸入できる商品の分野を21分野に分類し、一業者につき、その中の1分野の商品しか輸入できない」ことになっていた。現在、API-Uを取得している会社は、2012年12月31日までに本大臣令に沿った認可を取得する必要がある。

**今回の商業大臣令では、「API-Uについて、以下の条件(=大臣令:第4条第3号)を満たせば、1分野以上の完成品輸入が可能」となることが定められている。**

【大臣令:第4条第3項】

1. API-Uが、外国の輸入先と特別な関係がある場合。 または、
2. API-Uの株式の全て、もしくは大部分を国が保有する場合。

上記1の「特別な関係がある場合(memiliki hubungan istimewa)」とは、以下に定められた条件である。

【大臣令:第4条第6項】

1. 経済活動支配に関する契約上の合意がある場合。
2. 株式を保有している場合。
3. 定款(anggaran dasar)
4. 代理店・販売店契約
5. 貸付契約
6. サプライヤー契約

筆者注：3.の定款については、どのような記載を念頭においているか不明。

なお、第22条第1項第k号で、API-U申請の際の提出必要書類として、以下を定めている。

1. API-Uが海外の輸入先と特別な関係を持っていることを述べた書類
2. 上記を(公的機関が)認証した書類

以下、5月の商業大臣令の概要を再掲する。

インドネシア政府は、5月1日の商業大臣令(27/M-DAG/PER/5/2012)において、5月2日より、輸入業者登録制度を変更することを公布した。

**製造輸入登録業者(API-P = Angka Pengenal Importir Produsen)**は、2010年10月4日付の商業大臣令(39/M-DAG/PER/10/2010)により、輸入許可(PI = Persetujuan Impor)を取得すれば、完成品の輸入販売(=パススルー販売)が可能とされていたが、今回の大臣令により、「製造輸入登録業者(API-P)の完成品輸入は、市場調査目的のものと、自社で製造できない補完品目に限る」と範囲を限定された。

これにより、これまで品揃えのために、一部製品を自社で生産し、不足する製品を完成品の形で輸入しそのまま販売していた製造業者は、完成品の輸入販売ができなくなる。完成品輸入を続けるために、新規にインドネシア国内に販売会社を設立することを検討する企業も現れると考えられる。

また、**一般輸入登録業者(API-U = Angka Pengenal Importir Umum)**についても、輸入できる商品の分野を21分野に分類し、一業者につき、その中の1分野の商品しか輸入できないことになっている。本件については、産業界から強い反発が出ているため、今後、見直される可能性がある。なお、本大臣令がそのまま適用されることになると、21分野全ての商品を輸入する業者は21の企業を設立する必要がある。

本大臣令には、以下も定められている。「現在、API-P、API-Uを取得している会社は、2012年12月31日までに本大臣令に沿った認可を取得すること。」

【一般輸入登録業者(API-U)の輸入の対象となる21商品分野の分類】

分野No.	商品分野	HSコード
1	動物、動物性製品	01.01～05.11
2	植物性製品	06.01～14.04
3	動物性油、植物性油	15.01～15.22
4	加工食品、飲料、酒類、酢、たばこ	16.01～24.03
5	ミネラル製品	25.01～27.16
6	化学品	28.01～38.26
7	プラスチック、ゴム製品	39.01～40.17
8	革製品、かばん	41.01～43.04
9	木材、木製品、コルク	44.01～46.02
10	パルプ、紙	47.01～49.11
11	繊維、繊維製品	50.01～63.10
12	靴、帽子、傘等	64.01～67.04
13	石製品、セメント、セラミック製品、鏡	68.01～70.20
14	天然・人造真珠、宝石、貴金属	71.01～71.18
15	貴金属でない製品	72.01～83.11
16	機械、器具、テレビ、レコーダー	84.01～85.48
17	車両、航空機、船舶等	86.01～89.80
18	器具、光学製品、写真、映画、医療用具、時計、楽器	90.01～92.09
19	武器	93.01～93.07
20	各種工業製品	94.01～96.19
21	芸術品、アンティーク製品	97.01～98.03

(出所)インドネシア政府通達より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

(参考ウェブサイト) インドネシア政府ウェブ

[http://www.kemendag.go.id/publikasi\\_regulasi/#](http://www.kemendag.go.id/publikasi_regulasi/#)

レポート作成： 国際業務部 北村広明

E-mail: [hiroaki\\_2\\_kitamura@mufg.jp](mailto:hiroaki_2_kitamura@mufg.jp)

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。